

## 本日の会議に付した事件

令和3年第4回山元町議会定例会（第1日目）

令和3年12月3日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 議案第55号 山元町犯罪被害者等支援条例
- 日程第 5 議案第56号 山元町健康スポーツ推進条例

---

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、令和3年第4回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

会計管理者兼町民生活課長佐藤繁樹君から、今会期中の会議を欠席する旨の届出があります。代わりに担当班長が代理で説明員として出席しますので、ご了解を賜りたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、8番遠藤龍之君、9番岩佐孝子君を指名します。

---

議 長（岩佐哲也君）日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配布の会期日程（案）のとおり、本日から12月10日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から12月10日までの8日間に決定いたしました。

---

議 長（岩佐哲也君）これから、議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。

以上で議長諸報告を終わります。

---

議 長（岩佐哲也君）ここで、代表監査委員に異動がありましたので、紹介をいたします。

紹介は、町長齋藤俊夫君、紹介願います。自席で結構です。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご案内のとおり、9月定例会におきまして、前代表監査委員の淀川さんに替わりまして、新たに代表監査委員として齋藤忠裕氏が就任したということでご

ございますので、ここで皆様に改めてご紹介を申し上げたいというふうに思います。

議長（岩佐哲也君） 齋藤忠裕代表監査委員から自己紹介をいただきます。

代表監査委員（齋藤忠裕君） はい、議長。皆さん、おはようございます。

代表監査委員の齋藤でございます。

ここまでに2回の月例検査、そして半期の定期監査を実施いたしました。ですが、全体を把握するのは私としてはもう少し先のようなだと思っております。できるだけ早く民間の経験を生かしてお役に立ちたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

---

議長（岩佐哲也君） 日程第3．提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案等11件を、山元町議会先例66番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。それでは、提案理由を申し上げます。

本日、ここに令和3年第4回山元町議会定例会が開会され、令和3年度一般会計補正予算案をはじめとする提出議案をご審議いただくに当たり、最近の町政の動向と各議案の概要についてご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染状況につきましては、デルタ株への置き換わり等による急速な感染拡大は今夏ピークを迎えましたが、その後、一人一人の完全拡大防止のための行動や事業者の感染対策への協力に加え、ワクチン接種率の向上等により全国的に新規感染者数が減少するなど、現在では昨年の夏以降で最も低い水準が続いております。

このような中、国では、入院患者を受け入れられる病床の体制整備や飲み薬の年内実用化を目指すとともに、ワクチンの3回目の追加接種を決定するなど、第6波に備えた感染症対策の全体像が示されたところであり、今後重症化する患者数や病床の逼迫を抑制し、かつ感染リスクを引き下げながら、社会経済活動の継続を可能とする新たな日常の実現が期待されるところであります。

なお、本町におけるワクチンの2回目接種率は、先月15日現在、町民全体の84.6パーセントであり、集団免疫の獲得に向けた接種率の目安と言われる8割から9割をおおむね達成したところであります。

3回目の追加接種については、2回目の接種から原則8か月以上経過した方を対象に行うことから、現在国の方針に基づき鋭意準備を進めており、今月からは医療従事者へ、来年2月上旬から高齢者施設入所者、続けて中旬から75歳以上高齢者に対し接種を行う予定としておりますが、予約不要、バス送迎、医師巡回の3つの工夫を凝らした山元町方式により住民負担の軽減と効率化を図り、引き続き円滑な接種体制が整えられるよう全力で取り組んでまいります。

次に、さきの第4回議会臨時会においてご可決を賜りましたコロナ感染症対策に係る町独自支援についてですが、不特定多数の利用客が一定時間滞在し、かつ利用客に直接的に接する業種で特にコロナ感染症拡大の危険性が高いと思慮されるタクシー事業者及び理美容事業者に対し、社内または店舗内の飛沫感染対策や換気対策への支援を実施し、感染拡大防止を図ってまいります。

また、本町をはじめ全国の米産地における令和3年産米の現状については、コロナ感染症拡大の影響で業務用米を中心に需要が落ち込んでおり、全国的に民間在庫が高止まりし、需給の見通しがつけにくいこと等の要因によって、稲作農家に支払われる概算金が大幅に下落している状況であります。稲作農家からは大幅な収入減少により次期作に対する不安の声も上がる中、10月8日付でみやぎ亘理農業協同組合・県農協政治連盟から要請書を、町議会からも10月27日付で要望書をそれぞれ頂いたところであります。

町といたしましても、県町村会と連携し、県や東北農政局に対し米の需給対策及び令和3年産米価下落に伴う稲作農家支援に関する要請書を提出するなど、関係機関に対し抜本的な対策を要請したところであり、稲作農家の経営の安定化と営農意欲の維持を図るため、町独自での支援を行ってまいります。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金についてですが、先月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一つとして、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり5万円の現金を支給することとなったことから、本町においても迅速な支給を目指し鋭意準備を進めており、今議会において、関係する補正予算案をご提案しておりますので、よろしくご可決賜りますようお願いいたします。

次に、本町の健康課題についてですが、日本人の平均寿命が過去最高を更新し続け、元気な状態を保つ健康寿命への意識はますます高まっております。町民の健康課題の現状を分析いたしますとメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合が県内でも高く、大人だけでなく、子供の肥満度も高い状況にあり、健康寿命は県平均を下回り、平均寿命から健康寿命を引いた不健康な期間についても県平均を上回っている状況であります。

また、国民健康保険1人当たりの医療費は県内においても高額となっておりますが、健診受診者の1人当たりの医療費は未受診者の約9分の1との分析結果が出ており、健診受診の重要性を改めて再認識したところであります。

本町においては、これまで健診受診率の向上や予防事業の一つとしてウォーキング事業に積極的に取り組んでまいりましたが、分析結果からも、疾病予防や健康増進、介護予防等による不健康な期間の短縮が個人の生活の質の低下を防ぐとともに、保険料等の社会保障費の負担軽減も図られることから、国民健康保険事業財政調整基金を有効活用し、国民健康保険被保険者に対する健康世帯表彰の拡充や各種健診の自己負担額への助成拡充など、さらなる長期的な予防施策、町民意識の改善、ひいては町全体の健康増進に向け、鋭意取り組んでまいります。

次に、なないろ保育園についてですが、10月1日、町内初の小規模保育事業所として、つばめの杜地区内で開園いたしました。この施設は復興公営住宅の空き物件を活用しており、定員10人の少人数制で、落ち着いた家庭的な雰囲気の中での保育が特徴的で、現在は8名の方にご利用いただいております。

町といたしましては、この施設の開園は「子育てするなら山元町」の実現に寄与するものと大いに期待しており、今後も子育て世代の方々へのきめ細やかなサービスの提供に努めてまいります。

次に、10月に開催した宮城病院クリーンキャンペーンについてですが、7回目を迎えた今年は雨が降りしきるあいにくの天候となりましたが、昨年に引き続き亘理町の山田町長や渡邊県議をはじめ町内外の事業所等にご参加いただき、また回数を重ね定着したこと

や、町内一斉清掃と実施日を分けたこと等が功を奏してか、過去最高となる295名もの参加者がありました。

今後とも地域医療の中核病院である宮城病院と良好な関係を維持し、地域医療の充実、確保を図るため、地域でできる支援を続けてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

次に、「おくやみコーナー」についてですが、身内を亡くした遺族が行う各種行政手続をワンストップで済ませていただくことができる「おくやみコーナー」を10月に開設し、併せて手続の内容を分かりやすく紹介したハンドブックも新たに作成いたしました。これまでも町民生活課において事実上の窓口一本化の体制を取っておりましたが、コーナーの開設によって、より明確化できたものと考えております。悲しみを抱えるご遺族が安心して手続できるよう丁寧なサポートを心がけ、さらなる町民の利便性の向上に努めてまいります。

次に、AIを活用した婚活支援事業についてですが、県が今年9月に事業を始めた人工知能AIを活用し出会いの機会を提案する結婚マッチングシステムには予想を上回る申込みがあり、好調なスタートを切ったと伺っております。

町といたしましても、本町の高い未婚率や晩婚化を踏まえ、県が進める婚活事業に期待を寄せていたところであり、県事業と協調して入会登録料を町独自に補助することにより、結婚を希望する町内独身男女の出会いの場の創設を支援するため、今議会において関係する補正予算案をご提案しておりますので、よろしくご可決賜りますようお願いいたします。

次に、町民体育館の機能回復に向けた判断と今後の見通しについてですが、町民体育館の機能回復に向けた手法を検討しておりましたが、町民グラウンドとの相互利用、機能連携や、建物の堅牢性が確保できた中でバリアフリー化等の新たな機能が付加できること、概算総事業費等を総合的に勘案した結果、災害復旧を選択することといたしました。

今後、より利用しやすい町民体育館として、令和5年4月の再開を目指しており、今議会において旧老人憩いの家解体撤去の跡地を活用した駐車場の拡張や東側出入口の確保に向けた整備等を含めた実施設計業務に係る補正予算案を提案しておりますので、よろしくご可決賜りますようお願いいたします。

最後に、犯罪被害者等支援条例制定に向けた取組についてですが、犯罪被害者等は一次的被害である生命、身体、財産等に対する直接の被害だけでなく、その後に発生する精神的な苦痛や経済的な損失等の二次的被害に苦しめられることがあります。

国では、平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、同法に基づく犯罪被害者等基本計画が制定されて以降、警察をはじめとする関係機関と連携し、被害者等のニーズに対応した各種支援活動を推進してきたところであります。

今般、国の第4次計画の策定を受け、亘理警察署長が来訪し、各自治体における犯罪被害者等支援を目的とした条例制定等について依頼があったことから、本町におきましても、犯罪被害者等が受けた被害の軽減または回復を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とした山元町犯罪被害者等支援条例の来年4月1日施行に向け、今議会において議案をご提案しておりますので、よろしくご可決賜りますようお願いいたします。

それでは、東日本大震災からの復興・創生に向けた最近の取組についてご報告申し上げます。

初めに、「やまもと夢いちごの郷」についてですが、地域の皆様に支えられ、オープンから2年8か月を経過した10月17日、累計来場者数150万人を達成いたしました。この成果は、昨年9月の震災遺構中浜小学校の一般公開や今年1月のフードコートオープン等の相乗効果によるものと考えております。

先月13日、14日には来場者150万人達成記念感謝フェアが開催され、地場産品等が感謝価格で販売されたほか、例年より早くイチゴが並び、両日とも約3,000人ものお客様が来場する大盛況となりました。また、山元ブランド「やまほど、やまもと。」認証品の販売会も併せて開催され、本町の魅力あふれる商品のPR販売を通じ、町の知名度向上やイメージアップにつながったものと捉えております。

今後とも町のランドマークである直売所を中心とする交流人口拡大と町の魅力発信、にぎわいの創出に鋭意取り組んでまいります。

次に、仙台いちご生産基盤拡大に関する連携協定の締結についてですが、JA全農みやぎ、JAみやぎ亘理、株式会社やまもとファームみらい野及び町の四者が連携し、新たなイチゴ生産者の育成、確保と産地拡大に取り組むこととなり、9月28日、四者間で連携協定を締結いたしました。

具体的には、JA全農みやぎが設置したいちごトレーニングセンターにおいて、来年度から町内等で新規就農者研修事業を行うこととなっております。研修修了後は本町で新規就農することを受講要件としているため、定住にもつながる事業であることから、研修から就農まで四者が連携し、研修生をしっかりとサポートしてまいります。

次に、「キラリ☆やまもと年末花火Ⅱ“より良い明日へ”」についてですが、昨年末の復興花火に続き、今年是一般社団法人まちづくりやまもとと共催し、新型コロナウイルス感染症の終息と新年の無病息災への願いを込め、今年26日、磯浜漁港を会場に開催いたします。ぜひ会場へ足をお運びいただき、冬の夜空に打ち上げられる大輪の花火をお楽しみいただきたいと思いますと考えております。

次に、ホッキ漁の全国豊かな海づくり大会会長賞の受賞についてですが、10月3日、宮城県では初開催となった第40回全国豊かな海づくり大会の功績団体表彰において、県漁業協同組合仙南支所（山元）が取り組むホッキ漁が資源管理型漁業部門で大会会長賞を受賞いたしました。

本町のホッキ漁は、約35年前から漁獲対象を9.5センチ以上の個体に制限し、また水揚げ金額を出漁隻数で配分するプール制を導入するなど、長年にわたり資源の持続的な利用と漁獲競争を回避する取組を実践しており、今回その功績が認められての受賞となりました。

今後もこの取組を支援するとともに、漁場環境の保全を図りながら長期的な視点での漁業振興を図ってまいります。

次に、小学校再編の進め方についてですが、今年4月、町内2つの中学校を再編し、新たに山元中学校が開校したことを踏まえ、小学校の再編について、平成30年12月に教育委員会が定めた山元町小・中学校再編方針に基づき、令和11年度を目標年として来年度から検討に入ることを総合教育会議で確認しております。再編に当たっては、校地、校舎をどうするか、小中一貫等の考え方、位置づけをどうするか等が主な検討事項となりますが、時間をかけて検討、説明を行っていくことが肝要であると考えております。

本町において、人口とともに児童生徒数が減少することは避けて通れないものであり、

その上で教育にあっては児童生徒にとってよりよい学びができる環境をつくることを第一義に、教育委員会と連携しながら丁寧に取り組んでまいります。

次に、太平洋ブリーディング株式会社の立地の進捗についてですが、10月8日に安全祈願祭が執り行われ、現在、農場の土木造成工事が進められております。同社からは西側に隣接する土地（青線）についても購入したいとの意向が示され、売却に向け手続を進めてまいりましたが、先月1日付で土地売買契約を締結し、所有権移転登記が完了したところであります。同社の操業は税収の確保や雇用の場の創出など地域活性化をより一層後押しするものでありますことから、町といたしましても、予定されている令和5年3月の操業開始に向け引き続き支援してまいります。

最後に、町内各地の道路等整備事業の動向について申し上げます。

初めに、県が進めている県道山下停車場線改良工事についてですが、旧山下駅西側の一部分の改良を残すのみとなっております。県からは関係地権者のご協力をいただきながら年度内の工事完成を目標として進めていると伺っております。

また、旧坂元駅から国道6号に通じる県道角田山下線（旧坂元停車場線）でございますが、歩道が未整備となっている約490メートル区間について、新たに歩道測量設計業務を発注したと伺っております。

さらに、同じく県が進めている坂元川の護岸工事についてですが、旧県道相馬亘理線中浜橋の撤去が今年3月に完了し、その前後の護岸工事は先月末に工事が完了したと伺っており、これによって県管理河川に係る震災復興関連工事は全て完了しました。

次に、国が進めている国道6号のJ A山下ガソリンスタンド周辺の歩道整備についてですが、橋梁部の製品製作等に日数を要したこと、また同じく国道6号の高瀬交差点改良ではNTTドコモの光ケーブル移設に時間に要したことから、いずれも年度内完成となる見込みと伺っております。

以上、東日本大震災からの復興・創生に向けた最近の主な取組についてご報告申し上げます。

引き続き我が町の復興・創生に向けて、チーム山元一丸となり、全力で取り組んでまいりますので、委員各位におかれましても、これまで同様、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、予算外の議決議案についてであります。議案第55号山元町犯罪被害者等支援条例については、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めるため、新たに条例を制定するもの、議案第56号山元町健康スポーツ推進条例については、町民一人一人の心身の健全な発達と活力ある地域社会を実現することを目的にスポーツを推進するに当たり、基本理念や町の責務並びに町民、スポーツ関係団体、事業者の努力等を定めるため、新たに条例を制定するもの、議案第57号山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、非常勤特別職の報酬見直しに伴い、所要の改正を行うもの、議案第58号山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、消防団員の出勤報酬及び費用弁償について、国からの通知に基づき所要の改正を行うもの、議案第59号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、全世

代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本町独自の子育て世代のさらなる経済的負担の軽減を図るため、基金を活用した均等割減額の拡充を実施することから所要の改正を行うもの、議案第60号山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うもの、議案第61号山元町町営住宅基金条例の一部を改正する条例については、基金の有効活用を図り、町営住宅の適正な維持管理及び移住定住の促進による地域活性化を図るに当たり、所要の改正を行うもの、議案第62号については町道の路線認定について、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、補正予算関係議案についてであります。議案第63号令和3年度山元町一般会計補正予算（第5号）案については、コロナワクチンの追加接種や今回の国の経済対策の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る経費をはじめ、移住定住支援補助金及びふるさと納税寄附金の申請が当初想定を上回っていることによる補助金額等の増額や、スポーツ・レクリエーション複合施設整備に係る調査対象不動産鑑定業務委託料、AI婚活支援事業、児童手当等の制度改正に伴うシステム改修事業費を計上したほか、東日本大震災復興交付金事業等の過年度国・県補助事業費の確定に伴う返還金、山下第一小学校単独での放課後児童クラブ設置に係る経費、道路交通安全施設等整備事業補助金の前倒し交付に伴う事業費の増、高瀬川排水路護岸整備事業費等について計上しております。

災害復旧関連事業では、地震により被災した旧老人憩いの家解体撤去事業のほか、町民体育館改修実施設計事業、坂元地区交流センター復旧事業等を計上しております。

地方債の補正については、充当事業費の増減に合わせたほか、災害復旧事業債充当による財源の組替えを計上しております。

最後に、債務負担行為の補正については、来年4月1日から業務等の開始が予定されている各種事業について、今年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。

以上、ただいま申し上げました歳出予算に見合う財源としては、国・県支出金等を増減するとともに、最終的な財源調整として財政調整基金の取崩しを増額措置した結果、今回の補正額は約13億5,000万円を増額するものであります。

続きまして、各特別会計補正予算案について申し上げます。

議案第64号令和3年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）案についてであります。歳出予算については、制度改正に伴う国民健康保険税システム改修費等を計上するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、一般会計繰入金を増額措置するとともに、最終的な財源調整として財政調整基金の取崩しを増額措置した結果、今回の補正額は約700万円を増額するものであります。

次に、議案第65号令和3年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）案についてであります。歳出予算については、介護給付費の実績に伴い、決算見込額の上方修正を行ったこと等により増額措置するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、国庫支出金等を増額措置するとともに、最終的な財源調整として介護保険事業基金積立金を減額措置した結果、今回の補正額は約2,300万円を増額措置するものであります。

以上、令和3年第4回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明

申し上げましたが、各議案等の細部につきましてはさらに関係課・室長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に、令和2年度一般会計繰越明許費繰越計算書における地方債の財源不足に伴う山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を追加提案する予定でありますので、ご提案申し上げました際にはご可決を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）以上で提出議案の説明を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）日程第4．議案第55号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第55号山元町犯罪被害者等支援条例について説明いたします。

お手元にお配りしております資料No.1、条例議案の概要をご覧いただきたいと思います。

初めに、提案理由でございますが、犯罪被害者等基本法により犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めるため、地方自治法の規定に基づき提案するものでございます。

1、制定内容につきましては、犯罪被害者等の支援に関し基本となる事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の軽減または回復を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、必要な事項を条例で定めるものでございます。

2の条文の構成について説明いたします。

条文の構成は、記載にありますように第1条から第13条までの構成となっており、主なものをご説明いたします。

第1条は条例制定の目的、第2条は用語の定義、第3条では犯罪被害者等の支援についての基本理念、第4条は町の責務、第5条では町民の責務を定めております。第7条では犯罪被害者等に対する見舞金の支給に係る施策を講ずることを定めております。第8条、第9条では日常生活や居住等の支援について定め、第13条では条例の施行に関し必要な事項を規則で定めるものと規定しております。

3、その他といたしまして、山元町犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則を併せて規定し、見舞金支給に関する必要事項を定めております。

見舞金の支給額については、全国で制定をしている自治体や県内で整備を進めている自治体の情報などを確認し、支給額を定めております。①として、犯罪被害者のうち死亡した遺族に対して支給する遺族見舞金として30万円、②として、犯罪被害者のうち重傷・病を負った方に対し支給傷害見舞金を10万円、③として、死体検案書の作成費用など、その他の必要な費用に対して支給する額は上限10万円として支援を行うこととしております。

4の施行期日につきましては、令和4年4月1日としております。

以上が議案第55号の説明となります。よろしくお願いたします。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第55号については、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第5．議案第56号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。議案第56号山元町健康スポーツ推進条例についてご説明いたします。

説明につきましては、配布資料No.2、条例議案の概要にてご説明いたしますので、お手元にご準備願います。

初めに、本条例の提案理由についてですが、町民一人一人の心身の健全な発達と活力ある地域社会を実現することを目的に構想を推進するに当たり、基本理念や町の責務並びに町民、スポーツ関係団体、事業者の努力等を定めるため、地方自治法の規定に基づき提案するものでございます。

1の制定内容については、スポーツの推進に関する目的、基本理念、関係者の役割等に関し必要な事項を定めるものです。

2の条文構成についてご説明申し上げます。

初めに、条例の由来や目的を明らかにする前文についてですが、条例本文の1ページ目をお開きください。

太平洋と緑豊かな自然環境の下、大規模自然災害や未知のウイルスとの闘いにも負けず、乗り越えようとしているのが、スポーツ、環境に恵まれた我が町、山元町です。スポーツは、町民に夢や希望を与えるとともに、健康や生きがいがいづくりにも深くつながり、地域社会全体に大きな恩恵をもたらします。そのスポーツを町の文化として継承していくことこそが、東京2020オリンピック聖火リレーが震災復興のレガシーとしてさわやかに駆け抜けた山元町の使命でもあります。ここに私たちは全国からの復興支援に対する感謝の気持ちを忘れず、スポーツを通じて全ての町民が心を通わせ、山元町を活力と魅力あふれるスポーツの町にしていくため、この条例を制定いたします。

条例議案の概要にお戻りください。

第1条、第2条は、スポーツの推進に関する基本理念について定めること、町の責務、町民、スポーツ関係団体、事業者の努力あるいは協力を明らかにすること、町民の心身の健全な発達と活力ある地域社会の実現を目指すことなど、目的、定義について定めるものであります。

第3条は、全ての町民が体力面で目的等に応じてスポーツに親しむことができること、スポーツ関係団体、学校、地域が連携し、青少年の心身の発達や体力向上が図られること、

障害のある人が自主的にスポーツに関わることができ、社会参加が促進されること、そして世代間交流を促進し、地域の活性化が図られることなど、基本理念について定めるものであります。

第4条から第7条は、町はスポーツの推進に関する施策に関し総合的かつ継続的な実施に努めること、町民は体力の向上、健康の保持増進に努めること、スポーツ関係団体は町民がスポーツに親しむ機会の提供、施策の協力に努めること、事業者は地域スポーツの振興に協力するよう努めることなど、町の責務、スポーツ関係団体、事業者の努力について定めるものであります。

その他、第8条からは、生涯にわたるスポーツの推進、健康寿命の延伸、障害のある人のスポーツの支援、スポーツ少年団の普及及び活動支援、レクリエーション活動の普及奨励、スポーツ施設の整備と検証、そして財政上の支援について定めるものであります。

なお、施行期日は、新年度当初、令和4年4月1日といたします。

以上が議案第56号の説明となります。よろしくようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。1番伊藤貞悦君。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。基本的なことについて質問いたします。

タイトルに「山元町健康スポーツ推進条例」とありますが、健康スポーツとは何なのか。基本中の基本、生涯スポーツ並びに健康スポーツなどというふうなことはよく言われますが、この条例を読んだら、「健康」は要らない、「スポーツ推進条例」で十分なのではないか、非常に誤解を生むというふうに私は感じたわけですが、そのこのところについてご説明をいただきたいと思っております。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

まず、スポーツの捉え方なんです、いろいろな捉え方はあると思っております。例えば身体を動かすという人間の根源的な欲求に応え、精神的な充足をもたらすもの、そうことを捉えていくといったときに、やはりスポーツを考えていくと健康があってスポーツができるということで、健康とスポーツは密接不可分の関係にあると理解しております。そういう理由で、健康とスポーツを並列して名称につけさせていただいたといった理由でございます。

以上です。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。誠に申し訳ありません。健康でなければスポーツをしてはいけないというふうな今の回答にしか聞こえません。いろいろな観点から言えば、スポーツをしなければ不健康になるわけではない。ですので、そのこのところをよく熟慮してですね、「スポーツ推進条例」で私はいいと思っております。スポーツしなければ不健康になるのかと言われてたら、そうではないと思っております。ですので、そのこのところについては私は譲れない。スポーツ・イコール・健康ではないというふうなことをいろいろな学説もありますし、いろいろな方面から言われているわけですが、その意味において、内容については私は反対ではありませんが、タイトルについてはやはり「健康スポーツ」ということではなくて「スポーツ推進条例」でいったほうが誰もが分かりやすいと思って今質疑をしているわけですが、いかがでしょうか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。ただいまの伊藤議員の質問にお答えいたします。

確かにスポーツ・イコール・全てが健康につながるということは言い切れないということ、私もそのように理解しております。

その捉え方としては、例えばスポーツをする人の健康の状態、あるいはスポーツといっても、その程度、程度問題、そういうのがあります。ですから、一概にそれが結びつく、全てが結びつくという理解はしていません。

ただ、いろんな資料を私も調べておりますけれども、例えばスポーツをするということに関して、一人一人が自らの健康を気遣う、そういうことの効果もあると思っています。先ほど健康寿命という話もありましたけれども、やはりその健康寿命を延ばすためにもスポーツは不可欠な要素であると捉えておりますので、そういう意味から、必ずしも全てには該当しないんですが、やはりそういう一つの理念を町民皆さんで共有することによって、スポーツと健康をどちらも大切にしていきたいと、そういう狙いの下に命名をしております。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。健康についてですね、例えば文化的なことをやっても健康になるわけです。いわゆるスポーツ・イコール・健康というふうに捉えてしまえば、いろんな整合性の面からいったら問題が出てくる。ですので、逆に、「健康スポーツ」というふうなことではなくて、「スポーツ推進条例」というふうな形にすればいいと思います。それでもなお疑問が生じるとすれば、「スポーツ等」というふうな「等」を入れればいいわけです。軽スポーツというふうな軽いスポーツもありますし、レクリエーションスポーツというふうなスポーツもあるわけですから、逆に言えば、「健康スポーツ」というふうな熟語にしてしまうと非常に疑義というか、いろんな捉え方が出てきて問題が発生してしまわないかというふうなことです。今後ですね、考えていただきたいと思います。この場で結論を出せというふうなことではありません。

それから、もう1点だけ、項目、この条例の中の項目、語句の使用について、「町の責務」とありますが、これは責任と義務なわけですね。責務というふうな表現をすれば非常に重い、目標とか努力目標とかですね、というふうな使い方をしていったほうが私はいいのではないかというふうに感じるわけですが、ここでの責務の捉え方についてはどのようなお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

まず、この責務という言葉の中に、総合的かつ継続的という言葉の流れの中で責務ということをやっていますけれども、やはりですね、総合的かつ継続的という言葉から考えていきますと、やはりスポーツというのは、今、伊藤議員がおっしゃるように、単体だけで議論していくというのではなくて、要は教育以外にも福祉なり医療なり様々な方面、分野に関係していくということがあると思っています。その中で、責務という言葉の使い方に関しては、やはり町民皆さんのスポーツの環境を確保していく、そしてできる限り健康に結びつけていく、そういう方向を見ながら、それは町の責務であると、要は責任であるという考え方で町の責務という言葉を使わせていただいています。

なお、関係法律ですね、スポーツ基本法というのがありまして、こちらは平成23年の6月に施行された法律なんですけど、実はその法律の第4条に地方公共団体の責務という言い方が法律の中でうたわれています。ですので、総合的に考えていきますと、やはり町も責務という言葉を使うことが適切であるという判断をしたところです。

また、さっき回答要りませんという話があったんですが、そのスポーツの捉え方、確かに文化的な活動もというところがあるんですけども、私もそのスポーツを捉える一つの考え方としては、するスポーツということ以外に、見るスポーツ、そして支えるスポーツ、

やはりスポーツという言葉でもいろんな動き、観点がありますから、特に最近はeスポーツというのものはやっていて、インターネットを通じてスポーツに近づくようなことで盛り上がっていくというのがありますので、それは幅広く捉えるべきだろうと考えています。以上でございます。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。先ほどの説明で、スポーツによって町民に夢や希望というふうなことがありました。先ほどの課長の説明で、精神的な健康というようなお話も出てきました。今、スポーツ基本法とかっていう部分も出てきましたが、芸術文化の基本法もあるはずなんです。そうすることによって、精神的な部分からの健康という部分もあるとすれば、このスポーツだけでは手落ちではないかな、芸術文化も全て網羅すべきではないかなというふうな思いがあります、片手落ちにならないように。

そしてですね、もう1点、私は、「文化のかおり高いまちづくり」というのが町民憲章の中にあります。そういうことからするならば、芸術文化振興という部分も非常に大きな部分を占めると思いますので、その辺についても検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（菊池卓郎君） はい、議長。今、議員からいただいたお話は、前回の全員協議会の際にもご提言いただいたかと思います。その際、課長のほうから芸術文化の振興ということも今後考えていくべきことということで回答いたしました。おっしゃるとおり、スポーツだけが町の文化というふうな形で進めていくのではなく、芸術や文化がもたらすものというものも健康面を含めて非常に大きなものがありますので、そのことについては今後いろいろ検討してまいりたいと思います。以上です。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。14条の中の顕彰の分ですが、ここにおいてですね、「優秀な成績を収めた者、その他スポーツの推進に特に功績があったと認められる者の顕彰を行う」というふうな文言があるんですが、これはですね、スポーツだけではなくて、やはり全国大会なりいろんな大会に町内から出場なさっている方々もおられますし、いろんな伝統文化の継承とかでありますので、そういうことも含めたならば、スポーツだけではないと思いますので、その辺もきちっと私はもう一度検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（菊池卓郎君） はい、議長。芸術の分野における顕彰、褒賞というのがありますので、そのことについては課長のほうから答弁させます。

生涯学習課長（佐山 学君） はい、議長。まず、総じて条例化がなされたもののみが何か推進されるということではなくて、やはり全体的に生涯学習も含めて教育分野については全て隔々まで事業が展開されているということで、別にこの条例がスポーツに特化してどうなるということではなくて、あくまで理念を明確に示しているというものです。

今、ご質問のあった芸術文化の関係については、たしか令和元年度、2年前だと思えますが、全国大会に出場された場合に、褒賞制度を立ち上げて、それで一定の町の謝意を示すように取り組んでまいりました。

また、ここで言っている顕彰というのは、ただ本人にそういうふうにするだけではなくて、例えば広報紙などで広くそういったことがありましたよということを知らしめるといいますか、広めるということもここの中に含まれますから、そういう意味では今までずっとそういう取組をしてきていますので、その部分を理解していただけると大変ありがたい

かなと思っています。広報で知らしめることによってご本人はすごく前向きになるはずですから、励みというんですかね、そういう意味での顕彰ということでも理解してごさいます。以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

6番（高橋真理子君）はい、議長。それでは、私も質疑させていただきます。

今回のこの山元町健康スポーツ推進条例でございすけれども、じっくりと読みまして、いろいろ感じるどころがございしましたが、先ほど町長の最初の説明要旨、説明がございましたようにですね、山元町におきましての健康問題というものを大きく取り上げていらっしゃいましたし、私たちもそれは感じるどころですよ。メタボリックシンドロームのことですとか、あとは子供さんの肥満度ですとか、先ほどご説明ありました。あとは健康寿命が県平均を下回るというような実態もあるということ、そういったこともあり、今回のこういった推進条例というふうになったのかなということも考えられます。それと、タイムリーにといいましょうか、2020のああいっただ聖火リレーのことで、最終ということの名誉なこともありましてということが、大きな、何でしょうね、きっかけといいましょうか、なったのかなと思われるんですね。

そして、先ほど健康ということなんですけど、健康スポーツ、健康、健康は皆さんご存じですよ。心身という捉え方ございすよね。心と体は表裏一体です。スポーツが最善でもありませんし、心が最善、先でもありませんけれども、いわゆる心身表裏一体という捉え方はされていますよね。ですので、山元町健康スポーツ推進条例となりますと、例えばもちろん、障害のある方たちもちろん、この間パラリンピックでも非常に見せていただきましたから、それはすばらしいです。ただ、町民の方の中で、いわゆるスポーツということができる方、あるいは、したくともできないんだと、それは身体的なことも含めて、あるいはご年齢的なことも含めてね、なかなか、若い頃はしたけどな、今はもうスポーツはちょっと、例えばいろんな手軽にできるスポーツでもできないなというふうな捉え方をされている方もおいでじゃないかなとは思うんですね、高齢化の方も大勢いらっしゃいますのでね。ですから、健康スポーツ推進条例というものをおつくりになって、どんなふうを感じる、町民の方が感じるかなというのはちょっと私まだクエスチョンなんですよ。

それでね、中身的に、条例がございす。先ほど責務というご説明もありました。でも、とてもこれは責務というものは重いものだなというふうに私は捉えました。町の責務ですよ。あと皆さんのスポーツ関係者ですとかは努力とか協力というような表現がございました。私、その町の責務ということに対して、非常にこれは重いものだなと感じましてね、こうして読んでいきまして、ここですよ、私のはっと思いましたのは。財政上の支援というところに、15条です、第15条のところに「町はスポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」と、このところが私はちょっとひっかかりました。というのはですね、こんなふうにならった場合、財政上の支援をするわけですよ。それが責務ですよ、町の責務となるわけですよ。私、これから、今も検討されている問題もございすよね、言わずとも分かると思ひすけれども、そういったところにも、この財政も限られた財政ということの中で、支援というものはどこまでできるか、あるいはそこを、あるいはですよ、非常にいろんな方策でですね、支援していこうとなったときには、非常にこれはどうかなというふうなことを、今回の時点で、今の時点では私はそんなことを思ったわけです。いかがでしょうか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。今の財政上の支援という言葉に関してなんですが、やはりだからといって何もかも全て、何でもかんでもというものではないです。それをやってしまうと町の全ての公共サービスが十分に行き届かなくなるということですから、そういう捉え方でこの部分を整理しているのではなくて、例えば町の政策というのは、毎年の予算書、それによって示されるわけで、そして議会の方々にご可決をいただいて前に進んでいくという基本的なところの中で、まず大きくは、例えば今年度の予算ですと体育関係の予算をずっと足し合わせていくと大体通常ベースで5, 000万円ぐらいなんですね。ですから、この財政上の支援をすることに、規定することによって、それが3億円とか例えば10億円になるとか、そういうものが直接結びつくということではないんですね。

具体的に、じゃあどういう形で地域の方々に還元できるかということになると、ただいま言った5, 000万円の平均ベースでの事業費の内訳、内容の中に、例えば町主催イベント開催経費とか、それから例えばスポーツ環境の整備ということで、例えばグラウンドを整備したり管理したりということもあれば、例えば全国大会に出場したり東北大会に出場したときに賞賜金ということで差し上げたり、やはりそういう幅広の対応をこれまでずっとしてきているんですね。それをこれからも続けていきたいと思います、そういうお考えでご理解をいただけると大変助かります。以上です。

議長（岩佐哲也君）まだまだ続くようであれば、1時間過ぎましたので暫時休憩しますけれども、まだまだありますか。あと1件ぐらいであれば続けてあれしますけれども、ありますか。（「なし」の声あり）なしですか。このまま続けます。

6番（高橋真理子君）はい、議長。よろしいですか。

議長（岩佐哲也君）質疑、継続してください。今ちょっと意見を聞いただけですから、どうぞ。

6番（高橋真理子君）はい、議長。今、課長のほうからご説明いただきました。そういったようなことにかけているということも、もちろん私も存じ上げております。

ですが、ですがといいましょうか、ただですね、今までは今まで、これからはこれからということもいろいろとありますよね。これはあると思うんですね。そういうことにおいてもこういった財政支援をするというふうには捉えていらっしゃるんですね。この15条を見ますと「財政上の支援」というふうにはうたわれていますし、こういった「必要な財政上の措置を講ずる」と。「必要な」というところなんですね。町が必要と認めた場合の財政上の措置を講ずるということは、今までの経緯はわかりますよ、ただ今後新しいまた新たな何か、そういうスポーツに関連するようなね、推進条例にはこんなふうにはうたっているからということで、財政をとということにちょっと私は不安を覚えて質疑させていただいたわけです。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。ただいまのご質問は伝わってはいるんですが、そこを意図して条例化しているものではありませんので、そこはお間違えないようにご理解いただきたいと思えます。以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑ありませんか。（「はい、議長」の声あり）

---

議長（岩佐哲也君）それでは一旦休憩とします。再開は11時25分、11時25分再開とします。  
午前11時15分 休憩

---

午前11時25分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この条例案を提案するに当たって、どのくらいの検討、議論したのか、その辺の経緯について確認します。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。具体的にはおおむね1年ぐらいということになります。最初にこの条例案を対外的な議論として進めたのが、今年5月に総合教育会議がありまして、その中でこういう条例化をしたらどうだろうかということを示しています。それからずっとこれまでいろんな調査研究を進めて、それで前々回ですか、議会の全協でその取組をお示しし、前はパブリックコメントの内容をご説明したといった経緯、結果でございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その件については今の説明だけでは十分理解というか、詳細にまとめてください、今議会中に。

次に、検討時期については、今、1年ぐらい前というお話でした。この件については、前にもどこで聞いたか、表があるんだけど、全国的な傾向あるいは他自治体の実例というのはどのくらい、この種の条例をつくっているところ。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。市町村レベルですが、全国でおおむね40程度、40自治体程度ということで理解してございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その件についてはどのように捉えていますか、その数について。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。全国的には非常に少ない取組であると捉えています。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。数を見れば少ないのは当たり前なんですけれども、それに対してどう思っているかということを知りたいんですけども、まあいいです。細かくはね、後ほど、後ほどというか、今後のあれでまた確認したいと思います。

条例化というのは非常に重いものだというふうな感じから確認するんですが、この条例について、住民に対して、町民に対して、権利を制限したり義務を課したりするということが考えられるわけですが、この条例の制定に当たって、住民の権利、義務、どのように影響するというふうに考えていますか。影響ないんだったら影響ありませんということで結構です。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。趣旨としては、この条例についてはあくまで理念条例ということですから、議員がご心配されている、個人の権利を制限する、そういった類いのものではないと理解してございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その件に関しては、今後また詳細の場面で確認したいと思いますが、この条項を見てみると、何をしなければならない、道徳とかね、「努めなければならない」とかという表現がずっと並んでいます。というふうなことを受け止めれば、そんな理念上のものとかね、というふうなことで収まるのかどうかということについては大きな疑問を持っています。その件につきましても、いずれね、詳細は検討するところで確認していきたいというふうに思います。

あとは、これもですね、今までこれも皆確認さっているんですが、全ての町民、この対象がね、どこまで設定しているのかね、先ほども出ました障害者の皆さんとかね、本当にスポーツ、嫌いな人もいるわけですね。その人たちにも何かこの文からずっと押しつけるようなね、内容のものとなっていないのかという懸念から、どんなような人に適用される

のかということで確認をしたい。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。繰り返しになりますが、あくまで理念条例ですから、先ほど申し上げた特定の人を制限するような、行動を制限したり利益を制限するような条例ではないということを前提にして、やはり私は全ての町民の方々を対象にすると、理念の中では町民一人残さずですね、全ての方を対象にするといった考え方で捉えてございます。

以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。答えが理念といえば理念つつうことでいいんだけど、誰がそれを決めるのかという部分があります。こっちはそう思ってないのに、いや、これは理念上ね、町はこうだからというのはね、だからあなたはやんなくちゃ駄目なんだというようなね、ような捉え方もできる内容になっている、そういう懸念があるということを指摘しておきます。それもね、細かくはまた細かいところであれです。

あと法令、さっきなスポーツ基本法つったのか、と云々とありましたけれども、他の法令との関係、私、ちょっとだけね、今のお話聞いた、憲法上ね、基本的人権とかね、自由とかね、そういったものの関係からすると、どういうふうに捉えればいいのかね、理解すればいいのか、そういう観点からいけばね、この表現ではね、なかなかね、拘束されるような、どうしてもなってしまうというような内容になってしまうというふうに捉えているんですが、その辺の関係を確認します。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

まず、言葉の使い方に関してはいろんな解釈があると思いますが、先ほど話をさせていただいたスポーツ基本法、これは従来のスポーツ振興法が先ほど話ししたとおり平成23年の6月に全面改正されたものですが、そちらの法律でも同じように責務あるいは何々しなければならぬ、こういう表現を用いています。もし基本的人権の考え方に少なくとも抵触するのであれば、もともとその法律であるスポーツ基本法自体がどうなのかといった議論に発展する、ただそういう議論には発展しませんので、理解されている、地域には理解されていると理解してございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。スポーツ基本法にのっとして考えればということなんですが、改めて町の条例、それが基本になっているかも分かりませんが、それにのっつた表現であるとするならばイコール、だげっと向こうは、推進、健康推進というのはいないです。スポーツ基本法です、スポーツですね、にのっつているんですから、そこに健康推進というのは、上位法ですがね、そこには明確に、私、見てないから、ちゃんと載ってるよということではそれはそれでいいんですけども、そういう疑問を提供しておきます。

それから、この辺、何の目的でということなんですが、この目的はね、ここで述べているわけで、これをどう理解するかということですので、この辺についてはまた細かい話になるので、別の場面で確認したいというふうに思います。

あと、何回も、今のやり取りの中で表現しているんですが、決してこれは押しつけになる内容ではないですよということ全体の中で確認しておきます。

あと、先ほど財政の関係が出ました。この辺ね、先ほどの説明では予算が云々という話だったですけども、そもそもこれを決める際に、条例で定めているんだから、当然その辺の考えというのがね、示していただかないと、最低この上限がこのぐらい、あるいは範囲がある程度設定されてないと、そういう部分が多分、もしそういうことがあるとすればこの要綱等々で多分示されるのかなということ、規定すか、規定、規則、それについては



大きくは一応その規定についてもですね、説明はあるわけですが、その辺もちょっとあの範囲ではね、その部分についての明快な規定、定めというのが示されていない。そうすると、最終的に決めるのは町長ですから、そうすると、どこまで広がるかとかその辺が明確にされていないと私たちはちょっと不安、懸念があるもんだから、その辺の財政上のことについてはね、この辺についてはある程度のね、縛りというのが明確にされていないとちょっと俺たちも判断、私、判断に困るなというふうな疑問を持っています。

ちなみに、財政、先ほど話、説明あったのかなと思うんですが、大体最大でね、どの程度を想定しているのか、この財政支援をつくるときにその辺の議論というのはどうだったのかお伺いします。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。この条例をつくる過程の中でどのぐらいの財政負担を考えてきたのかということに関しては、先ほども話したとおり、新たな事業が出てくれば別なんですけれども、通常、スポーツ、体育、少年の森の管理経費も含めて大体5,000万円ぐらいが通常ベースと捉えていますから、要は5,000万円程度が通常ベースだということと捉えています。ただ、定量的に出さないと不安だというそういう気持ちも分かるんですけれども、定量的なものを逆にその根拠がなくて設定するということが技術的に私はできないと思っていますから、そういうところであえて量的な表示はしていないということでご理解願います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺、そういう根拠で、やはりまだ不安、懸念が消えないというふうな。その5,000万円というのね、維持してきて、何だか一時的に、何ぼ使っても、一時的に何ぼ使っても5,000万円が上限ですよとか、あるいは今の説明だと毎年5,000万円は使いますよと、そういうことでね。この条例を具現化、具現化というかな、の取組の中では5,000万円は最低考えているという答えだったのかな。その辺についても、やはり財政についてもですね、やはりその出動といいますか、その辺についてもまだ今のところ疑問が解けない部分があるということで、この辺もいずれの場面で、ほかの場面で確認していきたいと思しますので、その辺も十分に整理していただきたいというふうに思います。

あと、それに伴ってですが、具体的な事業、取組というのは考えているんですか、この財政支援を規定するとき、条文をつくるとき。そういった検討もなされた上でのこの項目、条項になっているのかどうか、確認します。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。繰り返しになりますが、あくまで理念条例という立ち位置の中で条例をつくっておりますので、具体的にこの事業に対してという何か明確なものではなくて、今まで進めてきた山元町が町制以来ずっと進めてきたスポーツ振興対策、それをここで当然途切らせることではないんですけれども、継続していきましようということですから、特定の話ではなくて、あくまで今までやってきたことをこれからも継続していきましようということとで考えているということでご理解願います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことであるならばね、条例化する必要がありますか。これまでの十分な政策の中で今言っていることは対応できるんじゃないですか、予算についてもね、逆に。というふうなことで進めるならば、ここに特化するというのは、先ほど来、芸術文化等々いろんな分野でね、それぞれがまちづくりあるいは人づくり、ここで住んでいく上で必要な施策です。そして、そういう施策については既に総合計画でも示されている、それを具現化する、そして具現化するのはこのうたってるやつっていうか、で十分

間に合うのではないかというふうに私は思います。その辺についてもですね、今後確認していきたい。私は、この時点でですね、今の説明だけで、あとこの内容でね、何も条例化しなくてもこの目的は十分に果たせるというふうに受け止めています。はっきり言って、町の、こいつ町独自の条例ですからね、上位法と、基本法、多分スポーツ基本法を上位というふうな形でこれをつくったのではないと思っているんだけど、全く町独自の、そしてその条例化というのはある程度縛りをつけるものなんです、条例ってね、そもそもね。いや、理念上だから云々つたって、まずこの文面だけ見てもね、かなり拘束される内容、そいなく受け止めた。というような、非常に町民の暮らしに直接影響与える条例の中身になっている、暮らしを壊す、健康を壊す、無理して、ああ、こいな条例だな、俺やんねくてねえなと言って頑張っってね、そのことによってけがしたりとかよ、体壊したり、極端な話だけれども、こういうことだってあり得る、考えられます。ということであれば、条例化というのはそのくらい重みのあることなんです。ということでね、やはりこれは慎重に今後対応すべきだと。いろいろ疑問もね、こっちも出されていますから、これはやはりそういうものを真摯に受け止めてですね、本当に必要な条例なのかということも含めて、総合計画も見直ししながら、あれ今まであいつでこれまでもやってきたというね、ことだということであるならば、何も条例化することはないんじゃないのかなという意見を述べて、終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第56号については産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

---

議長（岩佐哲也君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

次の会議は、12月7日火曜日午前10時開議であります。

以上で終了します。お疲れさまでした。

午前11時41分 散 会

---